

SSKO

ガチャバンとともに生きる会通信

31号

2011.8.12



目次

- * みんな・みんな小旅行.....2~5
- * 「知的」当事者を支援する・交流会.....6~7
- * 「ぱれっとの家・いこっと」フォーラム.....8
- * 障害者基本法成立.....9
- * 介助連ニュース.....10~11
- * ミヨサンが行く~4コママンガ.....12

特定非営利活動法人ガチャバンとともに生きる会

〒154-0002 東京都世田谷区下馬2丁目20番15-205号

TEL・FAX 03-3413-3647

Email: gatyaban@s5.dion.ne.jp

郵便振替口座 00100-6-724813

定価 50円

マミさん箱根一泊旅行

有可恵

7月21、
22日の二
日間で、マ
ミさん待
望の箱根
一泊旅行
に行つて
まいりま
した。同行
者は私、有
可とSさ
んです。

新宿から箱根湯本までは、ロマンスカーで約
一時間半。あつという間に到着です。湯本か
らは登山鉄道で強羅まで。マミさん、お楽し
みのランチはチャージャーシューメンに決定です。
食後は、ケーブルカーにゴトゴトゆられて、
早雲山まで。ここからロープウェイに乗れば、
絶景を楽しめるのですが、マミさんは怖いか
らイヤ!と断固拒否。箱根観光のハイライト
を目前にホテルへ向かいました。



今回、泊まった天
成園は、最近リニ
ユールされた
ばかりの老舗ホ
テルで、館内はき
れいで広々、温泉
もゆつたりで、一
同大満足。部屋は、
マミさん憧れの

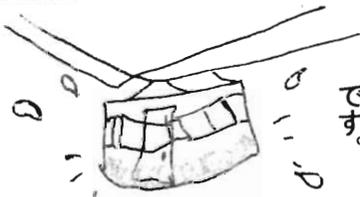


ベッドのある和洋室。
温泉でリラククスした後は、いよいよお待ち
かねの夕食バイキング。マミさん、焼酎のウ
ーロン茶割を飲みながら、多彩な料理に舌鼓
を打ち、至福の時だったに違いありません。
そして、今回の旅でマミさんが最も楽しみ
にしてい
たカラオ
ケタイム
には、演歌
を中心に
フリつき
で次から
次へと熱
唱。とても
上手でビ



ツクリ!! Sさんもお上手でした。
翌日は台風一過の快晴で、空気もヒンヤリ、
爽やか。青空と周囲の山々の緑のコントラス
トが一幅の絵画のように美しく、最高の芦ノ
湖海賊船クルーズを満喫できました。

再び、湯本に戻ってからは、試食しながら、
みやげ店めぐり。そのうち、お昼どきになり
ましたが、昨晩、食べ過ぎたせいか三人とも
食欲がなく、昼食はロマンスカー内でお弁当
短い旅でしたが、特にアクシデントも無く、
マミさんも満足してくれたようで、ありがと
う。また、来年も行くこうね、と繰り返してい
ました。三人の絶妙なチームワークで今回
の旅行
は大成
功だっ
たよう
です。



『O（オー）さん 二回目の小旅行
―秩父方面へ―行く』

田中 和文

以下はその道中記です。

一日目。先ずは長瀬を訪れました。長瀬の舟付き場の見えるほとりでお昼のお弁当を食べました。お弁当を食べ終えて「Oさん、舟に乗ってみる？」と訊ねてみると「乗らない。」とのことでしたので、長瀬駅を挟んで反対側にある宝登山動物公園に行くことにしました。ロープウェイで頂上にある動物園へ。と、軽く考えていましたが、ロープウェイ乗り場までのダラダラの長い坂道、ロープウェイを降りてから動物園までの山道―眺めは素晴らしかった！―結構キツイものでした。かなり暑い日でもありましたし殆ど休みを取らずに歩き続けたのにも関わらず、Oさん、一言も弱音を吐きませんでした。正直、ビックリしました。動物園自体は本当に小動物園で、通所しているO福祉園の一日外出で毎年「横浜ズーラシア」に行っているOさんには物足り

なかつたのでは？と思いました。と思いました。

「丸山鉱泉」という旅館に宿泊しました。この旅館は薬湯で有名な旅館です。宿に着くと、早速一風呂浴びました。入浴後のOさんの体重を量ってみると、六十八〜六十九kg位ある体重が六十六kgジヤストになっていました。

夕食を始める時間を少し遅くしてもらって宿の前の坂道を五分程下ったところで催されていた「篝火と蛍の夕べ」を観に行きました。未だ明るくて蛍を見ることはできませんでしたが、整然と整えられた棚田、棚田一面に焚かれた篝火、棚田の背後にドッシリと控える武甲山の偉容、どれも素晴らしいものでした。

宿に戻って夕食。この夕食は山の物有り、川の物有り、その他諸々の物有りとんでもなく豪華なものでした。三人が三人とも大満足。とても

「オイシカツター」です。

二日目。旅館の車で秩父駅まで送ってもらい、先ずは「羊山公園」に行きました。羊山公園は緑美しい公園でしたが、

「春の花の時季にこられたらなあ」とも思わせる公園でした。「来年は梅雨時を避けて五月に旅行しましょうよ。」散策の道々そのようなことを話し合いました。

この日はこの後、芦ヶ久保の果樹公園で昼食を取り、その後にプラム狩りをするという予定だったのですが、「閉園中です。」とのこと。予定を変更して芦ヶ久保の道の駅構内のおそば屋さんでおそばを食べ、山の上にある「木の子茶屋」まで登って「お茶しよう」ということになりました。登り始めると急な坂道にビックリ。少し登ったところにある大きな観音様の鎮座するお寺まで行って即下山、ということになりました。

殆ど平らなところを歩くことの無かつたこの旅行の道中、Oさんは本当に頑張つて歩いていました。が、最後の最後、この階段を昇って芦ヶ久保駅から東京に帰るだけというところの階段下で、「ぼくはここで待ってる。」と言いだしました。これには笑ってしまいました。が、「無理もないなあ。」とも思いました。

Oさん、本当にお疲れ様でした！

K林K郎さん、千葉県南房総市へ海水浴一泊旅行

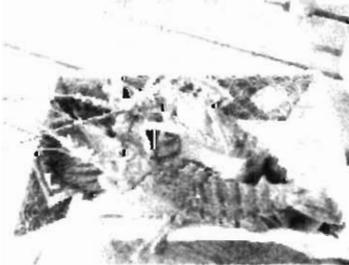
ガチャバン仲間の一人であるKさんが8月3日から一泊、2人の介助者をお供に千葉県の南房総市へ海水浴に出かけられました。こちらのページでは、その様子を写真でご紹介いたします。



Kさんが南房総を訪れるのは昨年に続いて2度目。台風の影響により道中は雨でしたが、海に行く頃には快晴となりました。Kさんは早速、爽やかな潮風を全身に受けて海岸を散策されました。



暑い日差しを浴びながら、Kさんはのびのびと海を楽しんでいらっしゃいました。水の中では、大きな波が来ると声を上げてニコニコと笑顔を見せてくださいました。かなり陽に焼けたかも？



夕食は海の家でバーベキュー。サザエや伊勢海老など千葉の新鮮な海の幸に舌鼓を打つKさんでした。食後にはすっかり日も沈み、静かな海辺でKさんは涼んでいらっしゃいました。



宿では温泉に浸かって旅を満喫。お疲れだったのか部屋では座ったままウトウトする場面も。楽しい時間はすぐに過ぎてしまい、お土産を手に帰りのバスを待ちながら少し寂しそうなKさん。

2年続けて海への一泊旅行でしたから、来年は山へ行ってみるのもいいかもしれませんね！

さのやん、熱球に興奮大乱舞！

加藤



六月十五日（水）、さのやんが久々のプロ野球ナイター観戦に燃えた！この日、酒井・加藤と三人で車に乗り込み、一路、

神宮球場へ。さのやんにとっては青春時代以来、実に二十数年ぶりの観戦です。本日のカードはセ・パ交流戦「西武×ヤクルト」四回戦。しかも、一塁側内野席。あらかじめオrijin弁当を三個買い、自販機で飲み物も買い込んで、「いざ球場へ！」と思ったら、予約席の入口は球場の反対側。ぐるりと外側を半周してやっと指定の受付へ。手続きを済ませ入口付

近で記念撮影。それから係員のお兄さん・お姉さんの案内で車椅子席に着いた時には、六時開始の試合もすでに二回が終わるところでした。

節電ムードなど、どこ吹く風。煌々と照らし出されたグラウンドは実に広々と気分爽快。野球場は高校野球の応援以来の加藤は、初めて見るナイターの臨場感に圧倒され、さのやんも熱中してゲーム展開を見守る。試合は西武のワンサイド。三回に連続ヒットで三点先取。こうなると最早さのやん、用意した弁当を勧めても全く無視の大興奮。ときどき車椅子から突き出す足が前列の女性客の頭を蹴飛ばしはすま

いかと、加藤は気が気でない。そして五回、西武のツーラン本塁打が飛び出すや、さのやん、車椅子の上でのけ



ばしはすまいかと、加藤は気が気でない。そして五回、西武のツーラン本塁打が飛び出すや、さのやん、車椅子の上でのけ



ぞり返ってガツッポーズ。必死で足を押える加藤。幸い、どうにか前列女性の頭は無事だった。

さて六回

を終え、七対〇。これからいよいよヤクルトの反撃が期待される七回。ところがさのやん突然「帰る」と言い出す。オヤオヤ、これから面白くなるんだぜ。でも言い出したら聞かないさのやんのこと。それに帰宅時間も少々気になる。結局、箸をつけなかったさのやんの弁当を手に早々に撤収にかかったのだが、帰りがけ、久々の観戦で本人はきつと満足したことだろう、などと介助者同士話しつつ家に向かう車の中で、さのやんまたまた突然の大興奮。見れば目の前に大好きな「カタツムリタクシー」。はっはっは。最後まで興奮しっぱなしの一日でありました。

現場の活動を保障し共有できる制度を作ろう！

障害者自立支援法に変わる新

しい支援の仕組みを考える交

流会を開きました

2013年8月に廃止される障害者自立支援法に代わる新しい制度の骨格作りが進んでいます。1月25日には、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会作業チームから、新しい制度の大きな方向性が示されています(以下「作業チーム報告」)。意思決定に困難さを抱える人達の想いを形にしていくなか、生活支援のあり方はどのようなものなのかをこの機会に考えようという交流会を、7月3日にもちました。(知的当事者の想いに寄り添う支援をつくろう!! 障害者自立支援法にかわる支援の仕組みを考える交流会)

交流会の呼びかけ団体である多摩市のた

この木クラブとガチャバンともに生きる会から、知的当事者の生活を支援するにあたって必要の課題を提起し、「作業チーム報告」に沿った新しい仕組みの中にその課題がどの程度取り入れることができるかを、現場の視点から探ろうという試みです。

たこの木クラブの岩橋誠治さんとガチャバンの酒井弘道さんのお二人から、エピソードを交えながら生活支援の実際の様子と課題について話題提供していただきました。

当事者の想いに寄り添ってそれを形にすることを基本に置いて活動している両団体ですが、活動のあり方には少し違いがあります。ガチャバンが、障害者自立支援法の居宅介護事業所(基準該当)として介助派遣を始め生活支援をほぼ単独で担っているのに対して、たこの木クラブは当事者の生活支援に関わるいくつもの事業者をつなげて生活支援の現場を調整することを主な活動にしています。両団体からの課題提起は、

そのあたりの違いも反映されて、興味深いものがありました。

岩橋さんのお話で強い印象に残ったのが、「支援マニュアル」のことです。地域生活を始めようとする知的当事者を支えるために生活マニュアルを作ります。ところが、それに沿って支援を始めると、半日でそのマニュアルが崩れる。作った人間に当事者のことが全部見えているわけではないからです。作っては崩し、崩しては作る、を繰り返しておおよそのマニュアルを完成させます。ところが、自立体験室を出て地域での生活を始めると、また使えなくなる。住む場所が変われば生活の様子も変わるからです。

このエピソードが象徴するのは、当事者の生活をよく理解しそれに合わせた支援のあり方を組めるのは、当事者と常に接している現場の人間だということです。「上の方の相談事業所がアセスメントするのは当事者の生活は回らない、下(現場)でやっ

ていることをいかに保障していくかという視点で仕組みは作らなければいけない」というのが岩橋さんの提起でした。

酒井さんは、ガチャバンのOさん・Mさんとの付き合いを紹介しながらの話でした。

ガチャバンのメンバーとは、みんな子ども頃から30年来の付き合いなので、相手のことが比較的わかる。長い間つきあっているからこそ、相手のことがよくわかるが、これからの、当事者たちの「自立支援」を考えた場合、当然大人になってから「支援事業」の中で出会っていくケースがほとんどと思われるが、そのような場合に同じように親身な付き合いができるような仕組みを作ることが課題というのが、指摘の第一でした。

第二に、一人ひとりの当事者の生活支援の包括的・継続的なコーディネートを行なう「自立生活支援員」を置くことです。ガチャバンの場合、メンバーの一人ひとりに「生活支援責任者」を置いています。介助

者の中から選ばれて、担当するメンバーの毎日の生活全体を見渡す役割をしています。そのイメージを發展させて、①介助を派遣する事業所を見つける②介助体制を組む③生活が安定するまでを支援し、更にそのあともフォローするという継続的な役割を持つ自立生活支援員を制度として位置づけようという提案です。

第三に、一人の当事者の生活支援に複数の事業所が関わることが多いですが、その事業所の中から「幹事事業所」を選んで、健康管理・家計管理・非常事態への対処等のまとめ役を担うようにします。

この「自立生活支援員」と「幹事事業所」が連携して、一人の当事者の生活を長期にわたって支援をコーディネートしていく仕組みを作ろうということです。

このお二人の話から「作業チーム報告」の課題を話し合えたらという企画趣旨でプログラムを組み、「作業チーム報告」を説明

する時間も取りました。しかし、「作業チーム報告」で現在の生活がどのように変わっていくのかがもう一つ見えないという声がいくつか出される一方、多く語られていたのが、生活の大変さを訴える意見。障がい者制度改革推進会議と現場の人達がつながりきれていないと感じます。

障がい者制度改革推進会議総合福祉部のメンバーの方の参加もあり、「作業チーム」での議論についていろいろな話を聴くことができました。新しい制度を本当に良いものにするには現場からたくさんの方があがる必要があるというのが、その方の指摘です。

最後に岩橋さんから、知的当事者の生活支援で活動している団体の交流会を作っていくたいという提案がされました。この日の参加者は36名。用意していた資料が足りなくなるほどの人数でした。今回のようなテーマの集まりが期待されていることを改めて感じました。

障害のある人となない人が

共に暮らす試み

—「ぱれっとの家 いこっと」一周年

東京都渋谷区に、「障害」のある人となない人が一つのマンションで共同生活をしている家があります。2010年4月に開所して1年と少しになります。7月30日に記念のフォーラムがあったので、話を聴いてきました。

3階建ての建物に8部屋で、暮らしているのは、「障害」のある方が4人ない方が4人。各部屋6畳の個室で、浴室・キッチン・トイレ・洗面所・洗濯は共用です。昨年の開所前に見学させてもらいましたが、住まいの雰囲気はグループホームに似ています。世話人が置かれていないので、住まいの機能としては、ずっと昔の「学生アパート」に近いかもしれません。

一緒に住んでいるとはいっても、「障害」

のない人はある人の世話をするために住んでいるではありません。「健常者」住人4人のうち3人は、この1年間のうちに入れ替わっています。

「障害者」住人4人のうち、今まで自分で夕食を作ったことのある人は1名だけ。家族以外の人とコミュニケーションをとったことのない人も1名いるそうです。それでも一緒に暮らすうちに少しずつ調理ができるようになったり、生活課題をみんなまで話し合いながら運営をしているということでした。「自信が出てきた」「慣れてきて楽しい」という感想が出されてきました。

共同生活の中で「障害」のある人が生活の幅を広げている様子がうかがえました。

（宮崎）

7月29日、障害者基本法が国会で可決成立。

文字通りの基本法として今後の「総合福祉法（仮称）」や差別禁止法のおおもとになる法律です。地域で共に生きていくにあたって行政等の責務に関する条項では至る所に「可能な限り」という留保がつけられています。これでは今後行政や社会の側で「社会的障壁をなくす」責任を果たさないことの免罪符にされてしまうことは間違いないと思います。

他方で、障害者の定義として、初めて「社会的障壁」との間に生じるものだということが明確にされ、それを取り除くための合理的な配慮が明記されました。しかしこれまた「そのた

めの負担が過重であるときはしなくてよい」と抜け道が用意されています。「過重」かどうかは誰が判断するのでしょうか。「障害者」でないことは確かです。

運動の力で、それぞれの現場で社会の差別的な壁を打ち破っていくことがこれまで以上に必要です。

以下引用します（強調箇所は引用者）。

「可能な限り」がつけられた条項

第3条(2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

第3条(3) 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡充が図られること。

第12条(5) 国及び地方公共団体は、医療もしくは介護の給付またはリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

第17条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

第2条(一) 障害者・・・障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第2条(二) 社会的障壁：障害があるものにとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他いっさいのものをいう。

第4条(一) 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第4条(2) 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

介助連ニュース 2011年8月号

公的介助保障を要求する世田谷連絡会発行 連絡先 5450-2861 HANDS 世田谷気付

介助連学習会「障がい者制度改革」のゆくえ 開催

2011年7月9日、東京地方の梅雨明けが発表された暑い日でしたが、世田谷区総合福祉センターにて、介助連学習会「障がい者制度改革」のゆくえが開催され、40名を超える多くの方に参加して頂きました。

介助連は、世田谷区に対して、24時間公的介助保障を求めて運動していますが、今は国の内閣府にある「障がい者制度改革推進会議」の中で、障害を持つ当事者委員を中心に活発な議論が行われています。国の動きも注目しなければならないということで、障害者の生活保障を要求する連絡会議の太田修平さんと怒っているぞ！障害者切りすて・全国ネットワークの古賀典夫さんをお呼びしての学習会を開催しました。

障害者自立支援法を廃止して、総合福祉法(仮称)をつくるのが昨年閣議でも決定され、必要な人に必要な介助が保障される制度になると期待していたのですが、ここに来て厚労省は推進会議の意見に対して否定的なコメントを連発しています。私たちの望む方向に「改革」は進むのでしょうか？

太田修平さんは「改革」と名のつくものは「小泉構造改革」以降いいことがない、としたうえで、「障害者があきらめさせられた人生をおくらさせられることは許せません。」と現状を変えていくことの必要性を強調しました。

古賀典夫さんは、厚労省のコメントは「一人で暮らせるようになってから自立しろ」という内容になっていると批判。制度改革の第一弾として衆議院を通過した「障害者基本法改正案」も「可能な限り」という文言がいくつも入り推進会議の意見から後退してしまった。厚労省の勝手にはさせないという、私たちの強力な運動が必要、と呼びかけました。

会場との討論でも、活発な意見が交わされました。当事者と介助者の関係や自分自身の体験。相談支援に関わること。厚労省との闘い。障害を持つ子どもが生まれることがまるで悪いことでもあるような「産科医療補償制度」への批判などなど多様な発言がありました。

厚労省は当初、総合福祉部会(推進会議の中の部会)



はそれぞれ意見の違う委員が55人もいて、まとまった意見など出せないだろうという予想だったようです。でも、55人の委員は違いを乗り越えて、短期間で一つの意見書をまとめ上げました。そのことに脅威を感じたのが、厚労省のコメントだろうということでした。

司会を務めた八柳卓史さんからは「介助連の中でも考え方が必ずしも同じではなくても、区に介助保障を求めていこうと運動していて、区もようやく動き出した。世田谷区は、昔は福祉先進区だったが、今は『国の動向を見守る』としていて、先進区とは言えない。違いを乗り越えた運動を進めていきましょう」との呼びかけがありました。

自立支援法を廃止し、新しい制度をつくるための闘いは、これからが正念場です。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

介助連・世田谷区交渉に参加を！

7月の学習会で確認したように、国の制度がいい方向に変わっていくかは私たちの運動にかかっています。

そして国の制度を実施するのは、身近な自治体である、私たちの暮らす世田谷区です。

介助時間の支給決定や相談支援の枠組みを決めるのは世田谷区です。国の制度がよくなったとしても、それを運用する自治体も当事者の立場に立たなければ、よい制度も絵にかいたもちになってしまいます。

そして、制度改革を待ってばかりもいられません。今現に、介助時間が足りなくて、困っている人たちは区内にもたくさんいます。4月に区が上限としてきた1ヶ月527時間をこえる支給時間の決定を4名が受けましたが、まだ実際に24時間介助を入れて生活している人たちは10名以上いますし、時間の増えた4名もまだ24時間介助には至っていません。

支給時間増を求めるとともに、これからの区の障害施策についても話合うために、交渉の場を設けます。

皆さん、ぜひご参加ください。

運動の力で、介助保障、生活保障をすすめよう！！



みんなあつまれ！！



介助連・世田谷区交渉

2011年8月31日(水) 14:00~17:00

世田谷区総合福祉センター3階研修室



連載
さん(95)でーすーすー



「株主・ドルを止まらす」 2011.8.9 朝刊・TV-朝

東日本大震災、大原発事故は 世界大恐慌のEINをかて 起りました
 利潤追求のために 労働と民衆、生あるもの全ての命と安全を切り捨て
 生産とハカイ をくりかえしてきた資本主義 かもにらしたもの 一止めよう!